

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 開会宣告
 - ・ 議題の確認
-

1 調査事件

(1) 第3期函館市空家等対策計画（素案）について

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、11月17日付で都市建設部から資料が配付されている。その内容について説明を受けるため、理事者の出席を求めたいと思うが、よろしいか。（異議なし）
- ・ それでは、理事者の入室を求める。

（都市建設部 入室）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ それでは、資料の説明をお願いします。

○都市建設部長（山内 洋司）

- ・ それでは、令和7年11月17日付で配付している第3期函館市空家等対策計画（素案）について御説明する。
- ・ 資料説明：「第3期函館市空家等対策計画（素案）について」（令和7年11月17日付 都市建設部 調製）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ お聞きのとおりである。
- ・ ただいまの説明について、各委員から何か御発言はあるか。

○見付 宗弥委員

- ・ この概要を基に質問させていただきたい。まず、2ページ目の特定空家の推移の図だが、令和4年度から5年度で増えて、また令和6年度で減っているということで、中身を見ると、東央部が76棟から107棟、そして66棟ということで、令和5年度に急に増えて令和6年度に減ったというのは何か個別の事情があったのか。

○都市建設部都市整備課長（久保田 聡嗣）

- ・ 令和4年度に比べて令和5年度に棟数が増えているのは、令和5年度に実態調査を実施した結果、特定空家としてカウントしたものがあり、その結果増えたが、その後、令和6年度に空き家の所有者に対して意向調査を実施し、その結果、空き家だと思っていたが空き家ではなく、使用・居住されていたというところがあり、その結果、特定空家から除かれたものである。

○見付 宗弥委員

- ・ 分かった。そうすると、令和2年度から令和4年度までのものも意向調査を行い、実は空き家ではなかったということで、トータルが減ったという考え方であるか。

○都市建設部都市整備課長（久保田 聡嗣）

- ・ 1件1件追跡調査した結果で、このトータル数字を作ったわけではないので分からないが、中にはそういったものもあるかと考えている。

○見付 宗弥委員

- ・ 分かった。令和5年度から令和6年度に劇的に、何か作業が進んで減ったということではないが、実質的には管理、把握している棟数が減ったということが分かった。
- ・ 1枚目の次期計画の中にある2つ目、空家の活用の中で二地域居住者の支援策の検討がある。元TOKIOの松岡さんも函館に住んでいるということをいろんなところでアピールしたり、今年の夏は大泉市長が、函館はエアコンが要らない涼しい夏だということでモーニングショーにも出ていたが、例えばこういった方々を対象にということだと思うが、具体的な支援策はどのようなことを検討されているか。

○都市建設部都市整備課長（久保田 聡嗣）

- ・ 現在、移住者を対象とした空家等改修支援補助制度というものがあり、この制度では、現在、二地域居住者を対象としていないが、二地域居住者を対象とするような制度改正を今後検討して、対象者としていきたいと考えている。

○見付 宗弥委員

- ・ 移住者だけではなく、二地域居住者も対象にしていくということで分かった。
- ・ それから、この空家対策の一番の課題は、特定空家を有効に使っていく、あるいはどうしてもできない場合は解体をしていくということが一番の肝になるかと思う。次期計画では3番の金銭的な負担の新たな軽減策を検討するということであるが、そもそも、空き家の所有者の方々が解体をしない、できないという理由としては先ほどの課題・方向性の中の令和6年の意向調査で、固定資産税が上がるとか、費用がないということが言われているが、一定数は存在されるということで、どうして除去できないのか、しないのかということの一番の理由はどのような形になるのか。

○都市建設部都市整備課長（久保田 聡嗣）

- ・ 概要版の真ん中の上から7番目にある、空家の解体費用がないというところが大きいと思っている。

○見付 宗弥委員

- ・ 解体費用がないということで、その部分の金額を増やすなり、金銭的な負担の軽減策を今、検討しているということで、今時点で言える中身はあるか。

○都市建設部都市整備課長（久保田 聡嗣）

- ・ 概要版の右側の列の3の(2)に、空家等除却支援補助制度の要件緩和の検討というところがあるが、現在、特定空家の除却支援の対象を特定空家の中でも一定程度の不良度があるものとしているが、これを全ての特定空家を対象というものに、制度の要件の緩和を現在検討しているところである。

○見付 宗弥委員

- ・ 金銭的な負担については、今、言える範囲であるか。

○都市建設部都市整備課長（久保田 聡嗣）

- ・ 昨年の行政視察での提言でもいただいたが、空き家を除却した場合に固定資産税が増額になって

しまうということで、行政視察において長崎市の取組について調査・研究いただいたところであるが、現在、担当課と協議、情報共有を図っており、今後は固定資産税を減免した場合に税の公平性や、そもそも空き家が除却されるという実効性があるのかなどについてさらに調査・研究を進めてまいりたいと考えている。

○見付 宗弥委員

- ・ 固定資産税の部分を検討していくということで分かった。

○中山 治委員

- ・ 今回新たに適切な管理、「おしかけ講座」の実施と「住まいのエンディングノート」の配布ということであるが、現時点で、この「おしかけ講座」というのはどういうところで実施し、どういったイメージで考えているのか、また、「住まいのエンディングノート」が実際どういったものなのか、具体的な部分がもし分かれば教えていただきたい。

○都市建設部都市整備課長（久保田 聡嗣）

- ・ 「おしかけ講座」のイメージであるが、そもそも対象者として考えているのが、現在、既に空き家をお持ちの方も対象にはなるが、住宅をお持ちで現在住んでいて、しばらくの間住まわれることが想定される方に、今後、もしその住宅が使われなくなった場合にどのようにするかということを考える機会としていただくため、そのきっかけづくりとして「おしかけ講座」というものを考えている。対象とする地域、実施方法については、私ども市の職員が町会に出張り、町会の方々に集まっていただき、今後、空き家の管理をどのようにすればいいかなど、「住まいのエンディングノート」をお配りして、空き家の今後について、親族の方々と考えていただくきっかけづくりをしていただくものである。
- ・ 「住まいのエンディングノート」については国土交通省のほうで作成しているものであり、自分自身のことや、どういった親族の方がいらっしゃるかということを書き込みながら整理するものである。現在どういう建物があり、それについて今後どのようにしていくかということを書き込みながら検討していただくことが可能なノート形式の資料である。

○中山 治委員

- ・ この「おしかけ講座」は、実施する上で町会を主に対象としてやっていくというところなのかなと思う。情報を得るのは、主には町会ということで、押しかけて、新たな相談を自ら取りに行くというようなイメージかと思う。
- ・ 「おしかけ講座」ということは、今までは困っている人が市役所に来て、相談を受けているほうだったのが、今度は自ら行って、町会単位などで集まってもらって市役所のほうで講座をするということであるか。

○都市建設部都市整備課長（久保田 聡嗣）

- ・ 今まであれば市役所のほうに来ていただいたりして御相談いただくのが通常のやり方であったが、相談される方は、結構困ってから来られる方が多かったものであるため、そうではなく、今後はまだ困っておらず、今はお元気でいろんなことをできる段階で考えていただくきっかけづくりをするために「おしかけ講座」というものをやろうと考えているところである。

○中山 治委員

- ・ 分かった。そうすると、それに加えて「住まいのエンディングノート」をその講座のときにお渡しするようなイメージか。

○都市建設部都市整備課長（久保田 聡嗣）

- ・ 「住まいのエンディングノート」については、「おしかけ講座」の場面などで配布して、その場で一定程度考えていただき、場合によっては、その場で書いていただくということを考えている。そのほかにも、相談会や窓口、いろんな場面で配布して、皆様方の空き家になってからの御自宅を考えるきっかけづくりに役立てていただきたいと考えている。

○中山 治委員

- ・ 特定空家の部分であるが、今回新たに要件緩和の検討ということで、見付委員からもお話があったが、金銭的な負担軽減の検討をしていくということであるが、要件緩和の検討について、新たな部分というのはどういうところであるか。

○都市建設部都市整備課長（久保田 聡嗣）

- ・ 要件緩和についてであるが、空家等除却支援補助制度の要件は、不良度が一定程度、具体的には、現在のところは50点以上のものであり、かつ特定空家のものが補助対象になっているが、それを0点とし、特定空家であれば、不良度の多い少ないにかかわらず全て対象とするということを現在考えている。

○中山 治委員

- ・ 分かった。

○紺谷 克孝委員

- ・ 1ページ目右下の空家対策の推進体制で、（1）、（2）、（3）とあるが、長崎市と北九州市に行ったときの経験で、特に（2）のところでは専門家の助言と書いてあるが、北九州市では助言だけでなく、専門家や民間の業者、地域の町会などが1つの協議体を作って、そこで対策を総合的に進めていくというようなことが非常に効果的ではないかということであったが、そのような組織体などを作っていき考えはないのかお聞きしたい。

○都市建設部長（山内 洋司）

- ・ 空家等対策協議会について、現在、対策協議会のメンバーは不動産の関係団体や福祉団体、法務局の方や、一般公募で市民の方にも御賛同いただいて、その中で、空き家の計画や空家対策全般について協議しているところである。特に回数は決めていないが、最低年1回などということで、皆様の意見を聞いて、今後もっと強力にここを進めなくてはいけないといった意見や予算に関わるものがあるとなれば、そういうものも含めて、皆さんの意見を聞いて、次年度どういったことをやろうかということで現在もやっているところではあるが、紺谷議員からお話いただいた趣旨も十分よく分かるので、今までの協議会でもいろいろと話はしているが、今後も今まで以上に皆さんと連携を密にし、発展的な協議ができるように工夫していきたいというふうに思う。

○紺谷 克孝委員

- ・ 先ほどの「おしかけ講座」で行って、町会などに話してくるということだけでなく、確か北九州市で、もっと町会が積極的に動き、この空き家対策に関わっているという事例があったと思う。やはり、受動的でなく能動的にやるためには、そういう協議会などを作り、一緒に解決していくというよ

うな方向性が非常に大事ではないかと思うので、ぜひ検討していただきたいと思う。

- ・ それから、行政調査に行った際、北九州市で空き店舗をリノベーションによって再生していくということが、商店街の空き対策として非常に大事であり、それに成功しているという事例も学んできた記憶がある。今回の目的の中にも、総合的かつ計画的に進めるとなっているが、空き家だけでなく店舗などを市が支援して新たに商売を募集するというのも随分やっていたということもあり、これも受け身ではなく、市が積極的に解決策を進めていくという点では非常に参考になる事例ではなかったかと思う。そのあたりの考え方が全体の中にあるのかどうかをお聞きしたい。

○都市建設部都市整備課長（久保田 聡嗣）

- ・ 昨年度、北九州市に行政調査に伺ったが、その中で、今回の空き計画の概要中、2の（2）に書いているが、利用困難な空き跡地などの活用支援策の検討を考えているところであり、この中には住宅だけではなく店舗等も含まれることを想定しているものであり、活用の促進などができればと考えている。

○紺谷 克孝委員

- ・ 全体の計画を見ても、どちらかと言えば空き家をどう処理していくかということなどが中心で、何となく受け身に感じており、それを活用して、まちづくりなどにも生かしていくという積極的な中身ももう少しほしいと思う。先ほどの店舗の問題も含め、例えば長崎市であれば空地进行を公園や駐車場にしていくというような方向であったが、これも全部できるとは限らないと思うが、それに適したものがあれば市が買い取って公園にしていくとか、そういうこともあった気がした。単なる空き対策ではなく、積極的に他の部局との関わりの中でまちづくりに生かしていくというような考え方だと思う。そういう面でも少し、積極的な取組をしていただきたいと思う。

○出村 ゆかり委員

- ・ 特定空き家の現状について伺いたい。イラストで見るとあまり深刻さは伝わってこないが、西部地区と中央部地区だけで134件あるということで、それぞれランクがあると思うが、一刻も争うような、ちょっとした地震が来たり、大雨が降った場合に本当に危険なのは何件ぐらいあるのか。

○都市建設部都市整備課長（久保田 聡嗣）

- ・ 一定程度危険な空き家、危険と思われる、倒壊の恐れがある空き家は、助言、指導、勧告と進み、その件数は押さえていないが、勧告の件数については、概要版の左側、3の（3）に括弧書きで助言の件数として、勧告の件数が延べ11件とあるが、一定程度危険な、倒壊の恐れが高まったと判断される空き家があり、11件の勧告を行ったところである。

○出村 ゆかり委員

- ・ 昔、調査して歩いたことがあり、西部地区は正面から見ると普通の家だが、裏から見ると傾斜に建っている。空き家の近隣や周辺の人たちには計画そのものについてもお話していくと思うが、不安などにはどのような対応・説明をされているのか。

○都市建設部都市整備課長（久保田 聡嗣）

- ・ この素案について、第3期計画でどのような公表の仕方をするかということをお尋ねになっているのかと思うが、素案については、ホームページや「市政はこだて」などでお知らせして皆さんに周知を図ってまいりたいと思っている。そのほか、先ほどの「おしかけ講座」の場面でも町会の皆様方、

市民の方々にお知らせしたいと考えている。

- ・ 周辺の近隣の不安に思っているの方々に対しては、助言や指導というものを行って改善に向けて進めているということを説明し、理解を求めているところである。

○島 昌之委員

- ・ 空家の破損状況の中で、所有者の1割強は空家の現状を把握していないとあったが、これはどういうことなのか説明いただけるか。

○都市建設部都市整備課長（久保田 聡嗣）

- ・ 令和6年度に実施した空家の所有者に対する意向調査の結果で、1割強の方がそもそも空き家がどのような状況か御存じないと、アンケートの選択肢の中で回答いただいた結果である。具体的にどのような状況で空き家を御存じではないのかというのはアンケート調査の結果であるため分からない。
- ・ ただ、私どものほうでは、助言や指導をした際に、空き家が近隣の周辺の方に迷惑をかけているような状況があった場合は、指導書などの助言の文書を送るだけではなく、壊れ具合や近隣のこのようなところが危なくなっているということを写真でお示したのもパンフレット等と一緒に送って、どのような状況にあるか分からないという方々の減少に努めているところである。

○島 昌之委員

- ・ 先般、西部地区のある空き家で、空き家の中にある大木が倒れて、その隣の家の限界のところまで根こそぎ倒れていた。空家対策というと、家というイメージがあるが、空き家だけでなく、そこにあらゆる様々な、樹木などがすごく危険性をはらんでいるということを改めて思った。
- ・ 空き家というイメージだけではなく、そこの管理をどうするかといったことをきちんと徹底していかないと、たまたま今回は人的被害はなかったが、これからそのような、本当にぎりぎりのところで大木が根こそぎ倒れたというような状況が発生してくる可能性もあるので、その辺のことも含めて取り組んでいただければと思う。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに御発言ないか。（なし）
- ・ 発言を終結する。
- ・ 理事者におかれては、本日の質疑の趣旨を踏まえ、今後の対応を進めていただきたい。
- ・ 理事者は御退室願う。

（都市建設部 退室）

- ・ その他、本件について各委員から改めて何か御発言あるか。（なし）
- ・ 議題終結宣告

(2) 本市における森林のナラ枯れ被害の対応について

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、農林水産部から各委員に事前に資料が配付されている。その内容について説明を受けるため、理事者の出席を求めたいと思うが、よろしいか。（異議なし）

- ・ それでは、理事者の入室を求める。

(農林水産部 入室)

○委員長 (池亀 睦子)

- ・ それでは、資料の説明をお願いします。

○農林水産部長 (鹿磯 純志)

- ・ 本日は農林水産部から、本市における森林のナラ枯れ被害の対応について、資料に基づいて説明させていただく。資料に基づく説明の前に、初めに本市における森林のナラ枯れ被害のこれまでの対応について御説明申し上げる。
- ・ 本市を含む森林のナラ枯れ被害については、北海道において今期のナラ枯れ被害の調査を、昨年の道南の6町から、今年は道南の13市町を被害監視区域に対象区域を拡大して、ヘリコプターによる上空調査や現地調査を実施したところである。この北海道の調査の結果、前期調査の7.7倍にあたる1,637本の被害が確認され、そのうち函館市は最も多い645本の被害が確認されたと公表されたところである。
- ・ こうしたことから、ナラ枯れの原因となるカシナガが函館にも多く生息していることが考えられるため、本市においては、市有林・民有林を対象として、北海道の上空調査の結果などにに基づき、実際に実態調査を行い、被害の拡大を防止するための対策について検討しているところであり、本日は被害の状況の詳細と今後の対策に向けた対応の現状について、担当の農林整備課長から資料に基づいて説明をさせていただくのでよろしくをお願いします。

○農林水産部農林整備課長 (長谷川 岳志)

- ・ 資料説明：「本市における森林のナラ枯れ被害の対応について」(農林水産部調製)

○委員長 (池亀 睦子)

- ・ お聞きのとおりである。
- ・ ただいまの説明について、各委員から何か御発言はあるか。

○島 昌之委員

- ・ 午前中の予算特別委員会分科会で、土木部の対応についていろいろ確認させていただいた。ただ、土木部だけでは対応が困難ということもあり、農林水産部のエリアも大きいかと思う。土木部ではこういう対策していきますということであったが、まず最初にナラ枯れによって、市民生活を含め、どのような影響があると想定されるか教えていただきたい。

○農林水産部農林整備課長 (長谷川 岳志)

- ・ ナラ枯れの影響については、時間がたってそれを放置していると枯れてしまうという部分と、枯れてくるとその木はいずれにしても伐倒することになり、それがさらに拡大していくと山自体が壊れていくというふうに感じている。あとは、道路の横にある木が倒れたりすることなども懸念される場所かと思う。

○島 昌之委員

- ・ ナラ材など、樹木としてのいろんな資源というものもあるかと思う。その中でナラ枯れがどんどん発生していくとなると、倒木による人的被害なども含めて、様々な影響を受けるのではないかと、また、環境保全という面からも大きな影響を受けるのではないかとと思う。

- ・ 函館市は645本の被害木があると思うが、記録によると、令和6年までは全くなかったが、令和7年で一気に増えてきている。その中で、土木部の場合は公園や道路などの街路樹であったが、ナラ枯れの影響を受けている大多数は農林水産部のほうで対応している民間の森林ではないかと私は心配している。その民有林に対しての対策を改めて伺います。

○農林水産部農林整備課長（長谷川 岳志）

- ・ 北海道のナラ枯れ被害対策方針で、先端地域における私有林については市町村が、継続地域についてはそれぞれの所有者もしくは市町村が処理をするということが決められており、それに沿ってやっていきたいと思っている。そのため、先端地域について、まずは私有林のほとんどの部分についても市で対応していくということで考えている。

○島 昌之委員

- ・ 土木部の場合は今回補正予算で上がってきたが、これから対策を講じる場合、農林水産部としては、来年の2月予算か何かで計上していくということになると、例えば5月までに早期に対応しなければいけないということになった場合、スケジュール的には可能なのか。

○農林水産部農林整備課長（長谷川 岳志）

- ・ 12月補正も検討したが、まずは北海道の調査の結果を待って、今進めているところである。私有林での被害木の部分も地図に落として、これから私有林の所有者との承諾を得るための交渉も進めていくというふうを考えており、森林組合なども調査の部分でこういう形でできるかというような協議を進めている。いずれにしても、5月中にまで今の84本については進めていきたいというふうに考えている。

○島 昌之委員

- ・ ナラ枯れ被害を食い止めるためには、市民の協力などをいろいろいただかなければ難しいと思う。情報を提供していただき、ここにこういう可能性があるとか、そういうふうなものに対してどんどん対応していかなければいけないと思う。しかし、例えば、「ナラ枯れかも」、「情報提供に御協力ください」というようなチラシが出ているが、多分市民の方はナラ枯れという言葉をほとんど聞いたことがない人も多いと思う。そうすると、ナラ枯れというのはこういうものだと、多くの人に周知していく取組も非常に大事ではないかと思うが、何かその辺の取組はあるか。

○農林水産部農林整備課長（長谷川 岳志）

- ・ 森林所有者については、ナラ枯れが発生したところにはまずは直接対応していく形になるので、そういう方を通じて、近くの森林所有者にも伝わってくればいいというふうに思っており、情報をいただくという部分は市のほうも必要だと考えているので、市のホームページなどにも同じようにチラシ等を掲載していければというふうには考えている。

○島 昌之委員

- ・ 被害拡大を食い止めるためにも、市民にナラ枯れというのはこういうものだとということを知っていただくのが大事だと思うし、そのための取組をこれからやっていただいて、少しでも被害拡大を防いでいくという取組をお願いして終わる。

○紺谷 克孝委員

- ・ 3ページの表1では、道南全体の中で函館市の被害地域が非常に多い。トータルで見ると4割近く

の本数が函館市で被害にあっているということであるが、これはどのような根拠で函館が多いのか、何か理由はあるか。

○農林水産部農林整備課長（長谷川 岳志）

- ・ 函館市の中でもやはり恵山地域のほうが非常に多いということであるが、これまで会議等でいろいろお話を聞いている中では、大間のほうから風に乗って函館に着いたのではないかという推定はされているところである。

○紺谷 克孝委員

- ・ そうすると、函館市内、亀田半島のほうからずっと被害が非常に大きいということだと思う。
- ・ 1ページ目の民有林の被害の内訳において、到達不可というのが90本ある。市有林は21本である。到達できないということで放置しておく、ほかをいくら処理しても根絶に至らず、さらに拡大する可能性があると思うが、これらの対応はどのように今考えているのか。

○農林水産部農林整備課長（長谷川 岳志）

- ・ 到達が困難な場所、あるいは処理が難しい場所などについては、北海道ナラ枯れ被害対策基本方針には被害木の処理は行わず、被害拡大の把握に努めることというふうに記載されている。ただ、いずれにしても、それを随時監視するというのも難しいため、その対応について、いい方法はないか検討しているところである。

○紺谷 克孝委員

- ・ そういうことであれば、根絶するか、減少させていくことが、要するにやれるところだけやってやれないところは観察する程度だというふうになると、なかなか効果的に被害を食い止めて絶滅に追い込むことが難しいのではないかと思います。
- ・ 北海道では今どんどん広がり始めていると言われているが、本州のほうではナラ枯れというのは今年以前からずっとあったというふうに思う。本州のように今まで対策を講じてやってきたところの経験や進捗状況などを掴んでいて、そして今の薫蒸とかいろんな方法が効果的で、絶滅や減少させると自信を持って言えるような対策になっているのかどうか心配なので、先発都市の経験がどうなっているかということと、伐採・薫蒸などの対策で十分効果を上げて事業を進めることができるのかどうかというあたりは資料にあまり書いていないので、どういう効果があって何年以内でどうやるとかなどはまだ調査の段階であるが、そういう見通しについてどのように考えているのかお聞かせ願う。

○農林水産部農林整備課長（長谷川 岳志）

- ・ 本州のほうなどのこれまでの実績等を全部踏まえ、北海道のほうでナラ枯れの被害対策に関係する会議が非常に頻繁に行われている。その実地研修などにもうちの職員が毎回必ず出席して情報をいただいている。そういった部分を活用しながら対応に努めていきたいということと、まずは被害の拡大を把握し、監視するという部分がこれからの対策を継続して進めていく上で一番大事だということに考えている。ただ、それについても、例えば道路や、ヘリコプターを使い空中から撮影した部分を図面の位置にしっかり落とすことをしなければ私有林の所有者を見つけることができないということにつながっていくので、まずは空から、精度を上げた調査をどのように進めていくかという部分を検討しているところである。

○紺谷 克孝委員

- ・ 本州での、先発地域の経験はどのように掴んでいるかお聞きしたい。

○農林水産部長（鹿磯 純志）

- ・ このナラ枯れ被害というのは、先ほども御説明したように、南から上がってきて、ついこの間まで北海道にはなかったものがいよいよ北海道に上陸し、被害が拡大しているということで、なかなか食い止めるということが非常に難しい種類のものだと北海道のほうを通じてお聞きしている。
- ・ 道南の協議体の中でこれ以上、北海道の道央・道北に広がらないことを、最優先で、北海道とも連携しながら取組を進めているところであり、その優先順位の付け方や、先ほどの薫蒸などの処理の仕方なども北海道と連携を取りながら、どういったものが有効的かということをお話ししながら検討しているところである。その中では、なかなか難しいところであるが、本州の各所のこれまでの対応の知見というのも生かしながらこういった対策について北海道のほうからお示ししていただいているので、そういったことも参考にさせていただいているという形を取っているという状況である。

○紺谷 克孝委員

- ・ 今日のこの対応策にそのあたりはあまり詳しく載っていなかったものでお聞きしたが、ナラ枯れの今までのニュースで、本州のどこかでナラが全滅したというような話を私は聞いたことがないので、対策はそれなりに成功しているのではないかと思う。伐採とか薫蒸とかそういう方法でどの程度の効果があるのかというのは、これから試されるのではないかと思う。
- ・ 部長がおっしゃったとおり、本州から来て広がり、そして道南まで来ている。失敗すると、どんどん道央のほうに行くということで、やはり函館を中心とする道南の対策が非常に道全体にとっても重要だというふうに思うので、北海道との協議もあるとは思いますが、様々な研究をして、最も効果的な方法がこれなのかどうかということも含めて研究して、ぜひ進めていただければというふうに思う。

○高橋 千晶委員

- ・ 基本情報に戻ってしまうが、2ページ目と3ページ目の図で示されている被害拡大の可能性が高い先端地域と、その影響の可能性が低い継続地域に分かれているが、この2つは隣接している。この決定は市と北海道のどちらが行ったのか。また、例えば木の種類が違うからとか木が立っていないからとか、何かそのような基準があったらお伺いしたい。

○農林水産部農林整備課長（長谷川 岳志）

- ・ 北海道で定めている北海道ナラ枯れ被害対策方針ということで、北海道のほうで決めている。
- ・ 明確にお答えできないが、被害木からの距離などでそのエリアの線引きを決めているというふうに記憶している。

○高橋 千晶委員

- ・ 被害木からの距離ということで、先ほど説明の中で、継続地域の中にも結構な数の被害の発見があり、被害木が点でたくさん打たれているので時間の問題なのかなというふうに思う。
- ・ また、ミズナラはドングリなどかと思うが、木がどんどんなくなることは熊の食糧にも大変な影響があり、もしかしたら熊が出てくる原因の1つにもなっているのかなと少し思ったりもしているが、そのあたり何とか食い止めていただきたいという思いがある。

○見付 宗弥委員

- ・ 今日の午前中に、土木の補正予算の関係で街路樹と公園で119本の被害を確認したということであったが、これは3番の表でいうと、市内なので恐らく、先端地域ではなく継続地域の民有林の579本の中に含まれると思われるが、いかがか。

○農林水産部農林整備課長（長谷川 岳志）

- ・ おっしゃるとおり、先端地域ではなく、継続地域の579本の部分に含まれている。

○見付 宗弥委員

- ・ 分かった。そうすると、先端地域について、黄色の部分の処理の方法は4番に記載の方法であるが、公園や街路樹の樹木の処理の方法についてはこの方法とはまた違う方法になるのかどうか、分かっている範囲でお聞きしたい。

○農林水産部農林整備課長（長谷川 岳志）

- ・ 土木部のほうで処理する部分は、基本的には①の伐倒・焼却という形を選んでいるというふうに聞いている。

○見付 宗弥委員

- ・ 分かった。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに御発言ないか。（なし）
- ・ 議題終結宣告

(3) スルメイカのTAC（漁獲可能量）に係る本市の現状について

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、農林水産部から各委員に事前に資料が配付されている。
- ・ それでは、資料の内容について説明をお願いします。

○農林水産部長（鹿磯 純志）

- ・ スルメイカのTACに係る本市の現状について御説明させていただく。
- ・ 資料の説明に入る前に、これまでの経過について御説明させていただく。委員の皆様も既に御承知のように、小型船によるスルメイカ釣り漁については、国が当初配分していた漁獲可能量について、これまで国の配分数量を超えたため、全国で休漁措置が取られたことにより函館市内のイカ釣り漁業船も出漁することができず、本市の小型スルメイカ釣り漁も10月22日から休漁を余儀なくされたところである。この間、函館市長も水産庁を2度訪れ、TACの増枠など、漁の再開にあたって要望を行ってきたところである。
- ・ 北海道知事の特別採捕許可により、試験操業として、11月10日から小型船によるスルメイカ漁は再開されたが、一方で、この間、地域のスルメイカ漁の供給を支えてきた渡島管内の定置網によるスルメイカ漁が、与えられた漁獲可能量を超える見込みとして休漁をやむなくされたところである。その後、定置網漁も再開されることにはなったが、いずれも最盛期であったであろう時期の休漁となったところであり、そういった休漁に対する影響については非常に大きなものがあったと考えている。

- ・ 担当の水産課長から、配付させていただいた資料について詳細を御説明させていただくのでよろしく願います。

○農林水産部水産課長（中釜 亨）

- ・ 資料説明：「スルメイカのTAC（漁獲可能量）に係る本市の現状について」（農林水産部調製）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ お聞きのとおりである。
- ・ ただいまの説明について、各委員からの御発言はあるか。

○芝井 穰委員

- ・ 詳しく説明をしていただき感謝する。
- ・ 遡ること、第3回定例会での私の一般質問で、農林水産部長から75%ルールなど様々なことがあり、今、説明していただいたとおり、心配ないということだったと思う。私は少し人ごとだなという発言もしたと思う。最後に、市長に対しても水産庁にいち早く動かなくてはならないということであったが、その辺についての考え方を教えていただきたい。

○農林水産部長（鹿磯 純志）

- ・ 当初、TACの漁獲管理枠については、数字上は、まずはある程度潤沢な数値であるというふうには理解していた。ただ、その後、南茅部の定置網の漁を含めてかなり豊漁だということになり、私どもにも追加枠という形で北海道のほうでまずは処理していただき、国に申請いただいて枠を増やす中で対応していくべきものだというので、私のほうも定例会でそういった発言をさせていただいたところであったが、国の管理の枠がある小型スルメイカ漁船については、豊漁であったためにだんだんなくなってきており、国の報告が当時タイムリーな把握ができていなかったところも含めて、報告の発表と同時に休漁の要請を余儀なくされるといった、これまでなかった事態となり、そういったことも含め市内の漁業者に対する打撃も鑑み、函館市長に、水産庁へ訪れ、漁の再開について要望をしていただいたという形になっており、芝井委員の御質問に関しては、率直な感想としては、当時は北海道の知事管理分も北海道の国の管理分もある程度間に合うだろうという想定のもとでの答弁だったということで御理解いただければというふうに思う。

○芝井 穰委員

- ・ そうなのだろうとは思いますが、少し振り返ると、TACの全国の枠が7万9,200トンから1万9,200トンになった。1万9,200トンという、平成20年、19年は南茅部だけで2万トンを超えている。函館市だけでも4万トンを超えている状態であった。そういう面では夏場の、7月の小さいイカがかなり定置に乗っているという状態だったので、あの質問をした。大丈夫だということなので、漁協も漁業者も安心していたところもあった。
- ・ そもそも全国がこうようになった状況というのは、何に原因があると思っているか。

○農林水産部長（鹿磯 純志）

- ・ そもそも、この問題の発展というのは、先ほど水産課長からもお話があったように、令和6年度の管理分としては7万9,200トンだったものが、今年になって急に6万トン減の1万9,200トンという分母のもとそれぞれの漁業に割り当てられたということで、第一印象としては非常に少ないという印象を受けており、ただ、こういった漁獲可能数量の枠の設定については、いわゆる水産政策審議会の

ほうで有識者の知見や、昨年度の漁獲量、資源量などの調査を基に設定したということで、これまでの不漁が要因となって、1万9,200トンという数値になったのではないかというふうに思っている。

- ・ しかしながら、近年、まれにみる豊漁ということで漁獲可能数量を超えたわけだが、来年度においてはこういった事態にならないようにしていただきたいということと、あともう1つ懸念があるのは、スルメイカは南から北に上がっていくものであるため、北海道の漁師さんが納得いかない状況というか、南のほうや東北のほうで既に捕り切った後に、いよいよというところで漁獲可能数量に達するというところで休漁となったということであるため、そこはやはり地域間の設定や期間別の設定というような工夫をしていただければ、こういった事態にもならなかったのではないかなというふうには考えている。

○芝井 穰委員

- ・ そういう答弁だろうとは思う。何よりも盛漁期で、一番捕りたいときに自主規制と操業停止にあったということである。そのため、私も今の部長の答弁のとおり、6万トンも減にするという資源調査をどうやってきているかということで、今、黒潮の蛇行が収まったからこうだという研究者もいるが、徹底してほしいのはこれまでC P U Eという、釣りで資源量を入れてきたが、今年度は海の上のほうの海水温が高い、ベタ底だったというのも現実だと思う。
- ・ 市、北海道、他の県が要望すると、最後には水産政策審議会という分厚い壁があり、科学的な根拠を示して要望しているのかということになるが、その科学的根拠というか、資源調査の在り方自体は市町村や都道府県から水産庁に申入れできると思う。予想が狂ったということなのだと思う。南茅部部の損失だけでも、定置だけで20億は下回らないと思う。これは大変もったいない。捕るべきものがあつた。スルメイカの単価ももっと下がったはずである。
- ・ 小型のイカ釣りの方々は、自主休漁・操業停止にも遭って、北海道の枠から分けてもらったから少しほっとしたというところがある。一般質問でもしたように、スルメイカは函館の魚で、漁師の方だけではなく、運送業から水産加工業、観光業までに影響があるすごい魚であるので、来年に向けて、このような事態が起らないように北海道とも連携しながら頑張っていたいただきたい。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに御発言ないか。（なし）
- ・ 発言を終結する。
- ・ 理事者は御退室願う。

（農林水産部 退室）

- ・ そのほか、本件について各委員から改めて何か御発言あるか。（なし）
- ・ 議題終結宣告

(4)魚類の養殖に関する取り組みについて

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、10月20日から10月22日の日程で、山梨県水産技術センター忍野支所及び岡山理科大学に対して行政調査を行った。委員の皆様、大変お疲れ様である。いずれの取組も非常に参考と

なり、大変有意義な調査であったと考えている。本件に係る行政調査報告書については後日配付するが、取り急ぎ、各委員には調査内容の概要を取りまとめた資料を配付させていただいたところである。

- ・ 本日はこれまでの協議や今回の行政調査を踏まえ、調査のポイントとしていた、魚類養殖における育種の方法という観点でのキングサーモンの選抜育種の難しさや、種苗の育成環境という観点でのキングサーモンの養殖における淡水環境に必要な水量や施設の不足を中心として、本市におけるキングサーモン完全養殖技術研究事業の今後の取組の方向性などについて、委員の皆様から御意見やお考えなどを伺ってまいりたいと考えているが、いかがか。（異議なし）
- ・ それでは、各委員から御発言をお願いします。

○島 昌之委員

- ・ 当市におけるキングサーモンの養殖について、非常に参考となる2箇所の調査であったと思う。
- ・ 特に私は、岡山理科大学の好適環境水についての取組は認識がなく、こういう取組ができるということは非常に参考になり、やはり環境変化によって海水の状況も変わっていく中で、岡山理科大学の好適環境水をキングサーモンに応用できるのかという質問もあったと思うが、できるというふうな返事も返ってきたので、函館市も今、外洋で始めたわけであるが、このノウハウを生かした取組が、今後函館の養殖事業に非常にプラスになるのではないかなと思ってきたので、ぜひこれを改めて生かせるような取組を何とかできないかなというふうに思っていた。非常にすばらしい取組で、函館にとって本当に可能性のある、夢のあるものではないかなというふうに思っている。

○出村 ゆかり委員

- ・ 島委員の御発言のとおりである。
- ・ 印象が一番強かったのは、山本先生の好適環境水の魚種を選んでいる場合ではないと、1年未満で育つ魚がたくさんあるので、もうかるものを選びなさいというのが非常にそのとおりだなというふうに思った。今、函館に求められているものが何なのか、いろいろと参考にしていっていただければと思う。

○茂木 修委員

- ・ 岡山理科大学の好適環境水については、地球温暖化をはじめ、近海で捕れる魚介類がだんだん捕れなくなってきたという現状の中で、山本先生から好適環境水のいろいろな話をさせていただいた。
- ・ 所見にも入れたが、私が非常にびっくりしたのは、海水にいる魚介類にすごいストレスがあるということである。なぜそのようなストレスがあるところにいるのだろうと思ったが、やはり濃い塩分やそのほかの成分は、排出するのに魚に非常にストレスがかかっているという話を聞いて、ある意味で衝撃であった。ストレスがないということで一番びっくりしたのは、フグに毒がないということ、病気になりづらいということ、それから密度も1立米当たりフグは47匹とおっしゃっていた。出村委員もおっしゃっていたように収益率が非常に高いということを考えれば、何とかこれを生かせないかなという思いになった。
- ・ 山本先生は北海道大学の低温研究所にも毎月行かれているということで、北海道大学とも連携しているという話は非常にいいなというふうに聞いていた。しっかり、そういった取組を今後の参考

にできないかなという思いになった。

- ・ 「富士の介」については、皆さんと一緒に食べて、さっぱりした感じの魚だなという印象であった。説明の中では、ニジマスの大体1.5倍から6倍のうまみ成分が含まれており、具体的には、肉の色も濃い、うまみも強く、脂が乗っている、舌触りも滑らかということで、山梨の特産物になっているというお話であった。交雑育種について、私は初めて調査に行ったが、やはり選抜育種だと非常に難しく、年数も何十年もかかるということであった。しかし、交雑育種は卵を作らなくては行けないが、1年単位でやりやすいというような説明であったので、今後の函館でやる養殖事業の中でも、世界で初めての掛け合わせなども研究したらどうかというふうに話を聞いて思い、2つとも非常に面白い調査だったと思った。

○高橋 千晶委員

- ・ 私は、養殖などは全然分からず、初めての世界であったので、どちらの調査も大変勉強になった。
- ・ どちらも水についてということで、山梨のほうは、富士山の豊富なミネラルたっぷりの湧き水をかけ流し状態で飼育しているような状況を見せていただいた。また、岡山のほうは、好適環境水という人間が作り出した新しい水を使ってということで、新たな勉強をたくさんさせていただいた。
- ・ ただ、それを函館でどういうふうに生かしていくかというのは、私は不勉強で意見は言えないが、「富士の介」を調査の前日に皆で食べて、脂は多いが、さらっと食べることができ、たくさん食べられるというふうにも教えていただいたが、そういうふうに函館の今やっているキングサーモンも一般的なものと違って食べたときに、函館のキングサーモンだというように、それを求められるような、函館のキングサーモンが食べたいというふうに言われるような、食味やうまみ成分などの科学的分析等もされていると思うが、そういうものをどんどん追求していただきたいというふうに感じている。

○紺谷 克孝委員

- ・ 今回の報告書は非常にすばらしく、私たちが聞き漏らしたことも含めて詳しく書かれていたので、作成された方に感謝申し上げたいと思う。
- ・ 全体的に感じたことは、西日本で養殖業がすごく発達していて、育ててそれを食料にしていくということで、しかも養殖だと、きちんと需要を賄うような供給をすることができるということで、東北、特に北海道はやはりイカを見てもサンマを見ても捕れるだけ捕って、捕り過ぎたら肥やしにするなど、捕れないと大変な経済問題になるということで、昔から捕ったら捕れただけというような漁業を担っていたというふうに思う。それで、やはり将来はサンマもイカも養殖できるような技術にしていかなければ駄目ではないかと私は思う。そういう点で、今回行って、養殖によって優良なタンパク質を取れるような食糧源をきちんと確保するという重要性をすごく学んできたというふうに思っている。

○芝井 穂委員

- ・ 山梨はやはりキングサーモンと縁が深く、同じキングサーモンとニジマス使っている。皆さんで現場に行き、水とそのエリアが課題であることが見えた。キングサーモンを収益化していくためには、水源を確保するエリアが必要だということが分かった。
- ・ 好適環境水はキングサーモンにも役立てたいと思う反面、先ほど紺谷委員が言われたように、

高い海の魚が捕れづらくなってきているので、陸上の養殖場に目を向けるためには、実際には収益分岐点というか、電気料や人件費、餌代などを考えると、あの水を使って、先ほど言われた密度の関係もあり、例えば廃校なども利用できるのではないかとということが分かった。そのような課題も見えた一方、もっと違うところに利用できるということも見えた。

- ・ 北海道もいろんなところで、フグやマツカワなどいろんな魚をいろんなところで育てている。この陸上養殖の可能性ももう少し追求してみたいなと個人的に思って帰ってきた。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 一通りお聞きしたが、改めてほかの委員の発言を踏まえて何か御発言あるか。（なし）
- ・ 次に、今後の調査の進め方について各委員に御相談だが、正副としては、次回の委員会でこれまでの調査や本日もいただいた御意見等について取りまとめたものを、正副で作成させていただき、今後の取組の方向性などについて皆様と協議を行ってまいりたいと考えているが、そのような進め方でよろしいか。（異議なし）
- ・ 本件については、今後の取組の方向性などを整理するため、委員会の閉会中継続調査事件とすることよろしいか。（異議なし）
- ・ 閉会中継続調査事件とすることに決定した本件については、先ほどの理由をもって議長に申し出たいと思うが、御異議ないか。（異議なし）
- ・ そのほか、本件について各委員から何か御発言あるか。（なし）
- ・ 議題終結宣告

2 その他

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 2のその他だが、各委員から何か御発言あるか。

○見付 宗弥委員

- ・ 昨日の北海道新聞で、函館市経済振興プランの素案をまとめたという記事が出ていた。中小企業振興審議会での素案ということであるが、記事によると、この後パブリックコメントを経て、年度内に策定ということである。大泉市長の公約の1つでもある経済振興プランについて、まだ委員会で説明等を聞いたことがないというふうに思うので、しかるべきタイミングで説明をお聞きしたいと思うがいかがか。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 記事を見ると市の経済部が主導しているように思われるかもしれないが、まだ市としては一切、これに手をつけて何かするという事ではないので、何か概要が固まったらまた委員会のほうにお知らせをしたいということで、私のほうに経済部長からお話があった。この記事を読むと、今にも動きがあるように皆さん思われるのではないかと思う。ただ、市としてはまだ、取組はこれからということで、それはあくまでも中小企業振興審議会が先行して、今やっていることなのでというふうに御理解くださいと先ほど、経済部長が私のところに来たので、御理解いただきたい。そのため、何かあれば必ず委員会で説明はしますということであった。

○紺谷 克孝委員

- ・ 審議会の次の日だったか、北海道新聞の前に函館新聞にも出たと思う。議員が全然知らない間に報道機関が入り、報道してしまっている。やはり、報道機関を入れるということは、市民に知らせることとイコールになると思うので、素案となって、そして函館市として書いてある段階で、記者に見せて公開するというのであれば、同時に議員にも配るべきではないかということをおは個人的に経済部に申し入れた。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 今、私のほうから説明したとおりであり、市として先行して素案を作ったということではないので、御理解いただけるか。私も記事は読んでおり、記事からいくと議会への説明はどうかということになるが、議会事務局にもその記事を通して確認を取っていただいております、経済部長も説明に来て、先ほど見付委員が言った、13人でつくる市中小企業振興審議会が皆で話し合っているという程度のことなので、市が今、何か作成して、それをそこに載せているということではないということをお理解してくださいということである。

○紺谷 克孝委員

- ・ しかし、かなり詳しく、今日の新聞には表が出ている。先ほども言ったが、報道機関に公開することは市民一人一人に知らせることと同じであるので、少なくとも、市民の代表である市議会議員には、審議会が非公開で審議しているならまだ話が分からないわけではないが、公開して報道機関も中に入れていたということは、やはり市民に公開していることと同じだと思うので、その時点で少なくとも、どういう案であろうと、そこまで公開しているということであれば議員に知らせるべきではないかというふうに思っている。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ まだ、市長とも正式なやり取りがないと言っていた。我々議員に説明する前に1つの形にして、市長とやり取りをしてから私たちに下りてくると思うが、そのような工程にもないと私のほうで確認しているが、記事を通して皆さんのそのような思いが強いのであれば、もう一度正副として経済部と話し合いをしてみたいと思うが、それでいかがか。（異議なし）
- ・ そのほか、何か御発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣告

午後3時14分散会